

E メール配信 (Tue 4/1/2022 2:02 PM)

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

①” Requirements for Safe Management Measures at the workplace”について 1 月 1 日、MOM は、Requirements for Safe Management Measures (SMM) at the workplace の更新について発表しました。

<主な更新内容>

- ・ 1 月 1 日以降に出社できる従業員要件について
- ・ 1 月 3 日以降の 51~1000 人の参加者がいるイベント開催について

<主なポイント>

- ・ 2022 年 1 月 1 日から在宅勤務が可能な従業員のうち、最大 50%が出社することができる。
- ・ 職場に出社する従業員には毎週 ART 検査を行うことが推奨される。

※義務として rostered routine testing (RRT)を行っていない企業を対象とした、

ART キットの無料配布が行われています。詳細は下記 URL をご参照下さい。

<https://www.gobusiness.gov.sg/timelimitedrrt/>

- ・ 1 月 1 日から 14 日までは、ワクチン未接種であっても、PET を行い、陰性であれば出社することができる。1 月 15 日から 31 日までは、ワクチンを 1 度だけ接種したが、2 回目の接種が終わっていない人は、PET の結果が陰性であれば、出社することができる。
- ・ 雇用主は下記予防策を実施しなければならない
 - 始業時間をずらし、柔軟な勤務時間を認める
 - 例外を除き、すべての従業員は 2 つ以上の職場で勤務してはならない

- ・ 職場内での従業員同士の懇親は認められない。
- ・ 50 人以下の業務関連のイベントを開催する場合には、**Social Distance** などの措置を講じなければならない。また食事がイベントの中心となってはならない。食事は、参加者が着席した状態で個別に提供されなければならない。参加者は、食事中にマスクをしていない時間を最短にする必要がある。
- ・ 2022 年 1 月 3 日以降、51～1000 人の参加者がいる業務関連のイベントは、以下の要件に従って許可される。
 - イベント開催前に当局に通知しなければならない。
 - 参加者は、互いに 1 メートル以上の安全な距離を保たなければならない。参加者は 1 ゾーン 100 名までとし、ゾーン間は 2 メートル空ける。
 - イベント中は、飲食物の摂取など、マスクオフの行為は禁止とする。
 - イベントは静的なもので、参加者は主に固定された位置で着席または立位であること（例：会議、カンファレンス、授賞式など）。
 - すべての出席者は、ワクチン差別化安全管理措置（VDS）の対象となる。

(2 回のワクチン接種完了者、過去 180 日以内に感染から回復した者、医学的にワクチン接種ができない者)
- ・ 雇用主は、従業員のメンタルヘルス面でのサポートを行うことや **Flexible Work Arrangements (FWA)** を導入する計画を立てることが推奨される。
- ・ 雇用者は、**SafeEntry** を使用して、職場に入るすべての人(従業員と訪問者を含む)の入室を記録しなければならない。
- ・ 職場内の各場所には 1 メートル以上の距離を確保できるよう、見える形で印をつけなければならない。
- ・ 職場内のフィジカルな操作が必要となるものを減らし、共有スペース、特に人との接触が多い場所の定期的な清掃を徹底しなければならない。
- ・ **NEA** や **BCA** のアドバイザーに従い、可能であれば十分な換気を行う。

- ・ MOH は体調不良の方（Protocol 1）、検査で陽性反応が出た方（Protocol 2）、感染者との接触があった方（Protocol 3）について、対応を下記の通り簡略化している。

Protocol 1：Swab And Send Home（SASH） clinic で検査を受け、指示を受ける。

Protocol 2：自宅で 72 時間の隔離を行い、再度、ART 検査を実施する。ART 検査で陰性が出るまで隔離を続ける。

Protocol 3：Health Risk Warning（HRA）を受け取った後、1 日目に ART 検査の結果を提出する。

その後の 7 日間は、ART 検査で陰性を確認後、外出することができる。

※各ステップの詳細は下記 MOH のサイトよりご確認ください。

[\(https://www.covid.gov.sg/\)](https://www.covid.gov.sg/)

- ・ 従業員は体調不良、検査での陽性反応、感染者との接触があった場合には、雇用主に報告すべきである。

- ・ 雇用主は、従業員の感染が判明した場合、下記措置をとることが推奨される。

- 職場内で、感染した従業員と接触のあった従業員がいないか確認する。

- 接触のあった従業員へは ART 検査を実施し、陰性であれば、帰宅させる必要はない。

- 感染した従業員が使用していた場所を清掃する。ディープクリーニングを行う必要はない。

- SMM の実施について、再度確認する。

- ・ 雇用者は、安全な労働環境を提供するために、SMM を持続的に実施するシステムを確立しなければならない。

SMM のチェックリストは Annex B の通り

(Annex B：<https://www.mom.gov.sg/-/media/mom/documents/covid-19/annex-b-checklist-of-safe-management-measures.pdf>)

- ・ 職場における SMM の適切な実施のため、SMO（Safe Management Officer(s)）を指名しなければならない。

SMO は SMM の実施、点検、是正、記録などを行う。

- ・ 違反などがある場合には、MOM に報告することができる。

本内容（原文）につきましては、下記 MOM のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.mom.gov.sg/covid-19/requirements-for-safe-management-measures>

以上

<本件担当> JCCI 事務局（担当：清水） E-mail: info@jcci.org.sg

Facebook にて情報発信中！ like! us on JCCI

Facebook (<https://m.facebook.com/JCCI.Singapore>)